文 教 厚 生 委 員 会 記 録 <第2号>

平成24年第8回沖縄県議会(11月定例会)

平成24年12月13日 (木曜日)

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年12月13日 木曜日

開 会 午前10時3分 散 会 午後0時56分

場所

第2委員会室

委

議 題

- 1 乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 2 乙第45号議案 指定管理者の指定について
- 4 陳情第74号、第104号、第111号、第156号、第174号、第193号、第194号、 第201号及び第203号

出席委員

委員長 吳屋 宏君 副委員長 狩 俣 信 子 さん 委 又 吉 清 義 君 員 委 島袋 大 君 員 委 員 新田宜明君 委 員 赤嶺 昇 君 西 銘 純 委 員 恵さん 委 員 糸 洲 朝 則 君 委 員 比 嘉 京 子 さん

員 嶺 井

光 君

欠席委員

照屋守之君

説明のため出席した者の職・氏名

教 長 大 城 浩 君 育 教 育 管 理 統 括 監 島 田 勉君 財 務 課 長 伊川 秀樹 君 設 長 施 課 石 垣 安 重 君 仲間 県 立 学 校 教 育 課 長 靖 君 義務 教 育 課 長 盛島明秀君 蔵 根 美智子 さん 生 涯 学 習 振 興 課 長 生涯学習振興課班長 新垣 忠君

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第44号議案、乙第45号議案及び陳情9件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、乙第44号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

〇大城浩教育長 それでは、教育委員会所管の議案について御説明申し上げます。

229ページをお開きください。

乙第44号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立名護青少年の家の指定管理者として、「一般財団法人沖縄美ら島財団」を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間 としております。

以上が議案の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第44号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

- **○西銘純恵委員** 名護青少年の家が5年間指定管理ということですが、これまで指定管理を受けたところはどこだったでしょうか。今度の指定管理に応募しているのでしょうか。
- ○大城浩教育長 今回応募した状況を申し上げますと、先ほど申し上げました 一般財団法人沖縄美ら島財団、それから学校法人沖縄KBC学園―名護青少年 の家は4カ所です。糸満青少年の家の応募は3カ所ありましたけれども、結果 的には1カ所のみになっております。もし具体的な名前が必要であれば担当課 長から説明させます。
- **○西銘純恵委員** 今、指定管理を受けているところが応募したのですか。今度 はやらなかったのでしょうかということです。
- **〇大城浩教育長** 過去に応募した団体が応募しております。
- **○西銘純恵委員** この3カ年間、指定管理を受けて名護青少年の家をやってきたところが今度は外されたということでよろしいですか。
- **〇大城浩教育長** 名護青少年の家につきましては、残念ながら外れております。
- **〇西銘純恵委員** 3カ年間の評価をお尋ねします。実績といいますか、指定管理を民間にするということでやっていますが、教育庁としてどのように評価さ

れていますか。

○大城浩教育長 選定基準というものが沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例で定められておりまして、その中で5つの視点から選定基準がございます。まず1点目は、県民の公平な利用を確保できるものであることという視点からの選定基準でございます。2点目が、施設等の効用を最大限に発揮できるか否かです。3点目が、効率的な管理ができるかどうかです。4点目に、物的あるいは人的能力を有するかどうかです。最後の5点目が、設置の目的が達成できるかどうかです。この5つの選定基準に基づきながら運用委員会が一運用委員会のメンバーにつきましては、いろいろな視点から選ばれておりまして、そういった方々が、先ほど申し上げました条例に基づく選定基準をしっかりと吟味いたしまして、審査項目や配点の了解をして、今回選定されている状況でございます。その中で、今委員の御質疑の、過去に選定された団体についての評価は、しっかりと選定基準の中で評価はされております。

〇西銘純恵委員 公営から指定管理にする、民間に事業をさせるというときに、 どのような理由で民間にさせましたか。一度やって、今度は外されたというこ とですから、目的はどのようにしましたか。

○大城浩教育長 まず指定管理者制度につきましては、委員御存じのように地方自治法の中で、当該施設が直営すべき特別な理由がない場合にはそういった制度を活用した方法がありますよということで導入されてきた経緯がございます。そういう中で、今回は民間の能力の活用を通していく中で住民サービスの向上を図っていこうといった視点から、この制度が導入されたと伺っております。

○西銘純恵委員 経費削減も大きな理由だったと思いますが、それはありませんか。

〇大城浩教育長 そういった経費の削減を図るといった視点もございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、公がやった直営よりも、民間がやったほうが住民サービスの向上にもなると言ったけれども、最初に評価が高かったところが3カ年やったけれどもだめでしたということが、今度の2度目の選定になるということでよろしいですか。

○大城浩教育長 過去の3カ年の実績につきましては、先ほど申し上げました 運用委員会で、他社と比較した場合にはかなり高い得点であったと伺っております。しかし、選定基準の5つの総合評価によって選定されたと伺っております。

○西銘純恵委員 経費は多分 6 割ぐらいに落とされたと思うのですが、今回、 年間当たりにならして、これから 5 年間経費は一これまでの 3 カ年の指定管理 の 1 年平均額は幾らでしょうか。これから 5 年間どれだけでやる予定ですか。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 この3カ年の実績としては、予算の削減になっております。名護青少年の家と糸満青少年の家で、指定管理料が7388万4000円でした。それが、県の行っていたころに比べると6418万円の削減になっております。今回の積算額一名護青少年の家だけでいきますと、平成25年には3652万9000円になります。

〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、予算の削減額について確認がされた。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

蔵根美智子生涯学習振興課長。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 西銘委員に聞かれている名護青少年の家の1 年間の積算ですが、平成25年度は3652万9000円です。
- 〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、県が管理していたときと指定管理にしたとき の経費を比較して、幾らぐらい削減されたのかについて答弁するよう 指示があった。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

蔵根美智子生涯学習振興課長。

- 〇蔵根美智子生涯学習振興課長 平成21年度と平成22年度の比較ということでいきますと、平成21年度は県直営でしたので、6807万4000円の運営費です。平成22年度は3694万2000円の指定管理料で、その差額が3113万2000円になります。先ほど言ったものは両方入っていたものです。これは名護青少年の家に関するものです。
- **○西銘純恵委員** お尋ねしたのは、公営から指定管理になった差を聞いているのではありません。3カ年間やった実績として、1年当たりどれだけ使いましたか。これから5年間、1年当たりどれだけの予算になっているのですかと聞いたのです。平成25年度以降は5年間変わらないということですね。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 今、西銘委員がお聞きになっているのは、指定管理料が3694万2000円でありました。これが、平成25年度から名護青少年の家が積算で出しているのは3652万9000円です。
- ○西銘純恵委員 単年度、それが5カ年間続くということですよね。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 名護青少年の家に関しては、少しずつ減らしていっています。それは実績―自主事業などからの収益も含めてということで多少の減少を受けて、少しずつの差額が出てきております。
- **○西銘純恵委員** よくわからないのですが、平成25年度は、今度まで受けているところよりも40万円余り減っています。その後5年間毎年減るようにするという意味なのでしょうか、今言われたものは。そして、新しいところが今度指定管理を受けるわけですよね。どうして新しいところが受けるのに減らすことができるのですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 県としては、名護青少年の家の過去3年間の 人件費とか管理費、決算額などの平均をとって、さらに利用収入額を減じた額 を指定管理料の上限としているわけです。ですが、名護青少年の家は、これに 対して少し減免してきたという実態がございます。
- 〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、委員の質疑の趣旨にちゃんと答弁するよう注

意がされた。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

蔵根美智子生涯学習振興課長。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 県としては、指定管理に関しては上限額を決めています。それに対して今回自主的に名護青少年の家に関して、上限額と提案額に差が生じています。一般財団法人沖縄美ら島財団は少し差を生じて出してきました。それは、歳出経費の節減や自主事業による利用料金の収入増を見込んでいるということです。
- **○西銘純恵委員** そうしますと、この上限額を提示して、参入された4カ所は、 提案額に対するみずからの積算額を出したわけですね。そうしたら、今度は一 般財団法人沖縄美ら島財団が低かったということでよろしいですか。ほかのと ころはどうだったのですか。提案額に対する金額はどうだったのですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 4団体中3団体は上限額ぎりぎりで出してきております。
- **○西銘純恵委員** そうしますと、一般財団法人沖縄美ら島財団が上限額より低かったと。残りの3カ所は上限額ぎりぎりと。この金額についても選定の大きな判断材料になっていますか。本当は5つの選定基準があるけれども、金額についても考慮されたということはありませんか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 今のものに関しては、運用委員会の委員の方々の選定基準にもなると思うのですが、特に大きな一多少はあるかもしれません。これは3番の効率的な管理がなされるものとありますけれども、あくまでも県は教育施設なので、そのようなものではないということです。その視点として、選定基準として5つ上げていますけれども、決してコストが低いからという視点の評価で出ているものではないと委員は判断していると思います。
- **○西銘純恵委員** 選定基準3で、今の設定額よりも低くしたというところがとっているのが62点、第4位は41点という点数がついているのですが、これは県が提示した額よりどれだけ多かったのですか。同額だったのですか。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 3団体とも上限ぎりぎりで出してきています。ですから、選定基準3の部分の評価は、必ずしもそれだけのものではないということです。
- **○西銘純恵委員** わかりました。それでは過去3年間やった実績の中で、職員体制ですが、職員は何名体制で、入れかわりといいますか、どのような状況だったか、つかんでいますか。
- 〇蔵根美智子生涯学習振興課長 名護青少年の家に関しては、総括責任者が1人、管理系職員が2人、指導系職員が5人、その他の職員が1人で合計9人配置しております。異動に関しては承知しておりません。
- 〇西銘純恵委員 直営から指定管理にするときに、どれだけ経費を落としまし たか-6800万円から3600万円に、ほぼ人件費を削る形で指定管理に持っていっ たのですよね。ですから指定管理にして人件費が削られたら、正規職員で雇う か、社会教育とか体育も含めて、教育の施設としての機能を持つかというとこ ろを最初に議論したのです。ですから、職員体制が9人体制ということはある けれども、実際に中で入れかえ―やめた、また新規で入ったということが繰り 返されたのではないかと思っているのです。そこが人件費を削減する大きなネ ックではないでしょうか。そこをつかんでいないということは、施設運営もそ うですけれども、きちんとした体制、資格者がきちんとそこにいてこそ施設の 目的を果たすことができるわけですよね。そこについて、出た、入った、やめ た、また採用したということが全くわからないということは、私は厳しく指摘 したいのです。やはり大事な部分なので。もし職員が9人体制を3カ年間やっ たけれども、結構出入りがありましたということであれば、こんな低い賃金で やることは問題があるという総括になるはずです。なのに、これから5年間も っと下げるということは、大事な部分を県として全く業者に丸投げをした形で、 そういう大事な部分を見ていないということになるのですが、私は教育長にこ ういうところをお尋ねしたいです。使い捨ての労働をさせているというところ が大事だと思うのですが、いかがでしょうか。
- **○大城浩教育長** 人件費の削減ということを通して、雇用形態まで県が指導すべきかどうかという御指摘かと思います。今回応募してきた団体等につきましては、当然、指定管理者に応募してくるわけですから、それなりの実績、あるいはそういった各種法令を遵守していく。そういった視点から応募しているで

しょうから、当然しかるべき行政機関の指導監督を受けているわけです。ですから今御指摘のように、例えば事業の運営等について何らかの対応が求められることがあるのであれば、当然我々も指導監督を適切に実施していきたいと考えております。最低賃金につきましては、募集要項で労働基準法を遵守するとなっておりますので、協定書でも当然そういったことは明記していますので、今委員の御心配のようなことはないという気がいたします。と同時にサービスも低下しないような対応を、今後私どもも取り組んでいきたいという思いでございます。

- **○西銘純恵委員** 最低賃金は幾らですか。一月で最低賃金を満たして常用でやったとき、どれだけの月収になるのですか。
- **○蔵根美智子生涯学習振興課長** 月21日、8時間計算で10万9704円。最低賃金でそのようになります。
- **〇西銘純恵委員** 10万9704円というのは、ワーキングプアといわれる貧困層になるのです。10万円で10代、20代という年齢であれば、生活保護基準以下ではないですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 ただいまのものは最低基準で算出したもので、実際に人件費として2410万円、1人当たりの年収が一6人で押さえてですが、301万3000円。1カ月当たりの給与が25万1000円という数字が出ております。これを時給でいうと1651円になります。
- ○西銘純恵委員 今の説明は一9人働いてきましたと言っているのですが、どうして6人で割ったのですか。そして、施設長とか責任者の方は当然高額だと思うのです。それ以外の皆さんがどうなのかというところで、最低賃金ぎりぎりもあるのではないかということで私は聞いているのです。そして、教育長も最低賃金を満たしているからと言うけれども、最低賃金というのはこんな水準なのですよ。それでいいという考えがあるのですかということを聞いているのです。ですから、6人ということ自体問題なのです。9人雇っていると先ほど言いましたよね。それでは9人で割ってくださいよ。実際9人働いているのでしょう。働く人の状況を全くわかってないですよ。
- **○大城浩教育長** 私が先ほど最低賃金云々と言ったのは、そういった最低賃金

が労働基準法にありますよと。ですからその最低賃金をしっかりと守るように明記しなさいといったことを募集要項でうたっていますよと言ったわけです。 当然雇用されている方々につきましては、それ以上の金額は払われていると理解しております。そういった意味で誤解しないでもらいたいと思います。

〇西銘純恵委員 理解ではなくて、実態をきちんとつかんでいないわけです。 先ほどから聞いていて、9人の皆さんがどういう状況だったのか、そしてやめ た人がいるのか、いないのかもみんなわかりませんと。丸投げされているわけ でしょう。平均的に割られて、時給が1500円になりますと言うけれども、実態 としてそうではないのではないかというところを、もっと踏み込むべきなので す。最低賃金を遵守するということを書いているだけでは、遵守しても、どこ まで上げているかというところを見ていないわけです。指定管理料そのものが 貧弱ではないのか、もっと上げるべきではないのかというところも含めて検討 すべきなのです。ですから経費削減で5割をカットしたという大もとから、私 は問題があると思っています。ですから、指定管理ということで出してきたわ けですから、私はその中で今質疑できる分を聞いているのですけれども、もう 一点聞かせてください。名護青少年の家への応募が4社、評価が400点満点で、 選ばれたところが306点。学校法人KBC学園が305点と、1点差なのですよね。 1点差で落とされた。だけれども、糸満青少年の家は307点で学校法人KBC 学園がとったと。この採点、評価をするときに1点差で落とされた、指定管理 を受けたところがあるのですが、この1点差というのはほぼ変わらないという 意味になっているのではないかという気がしています。皆さんはノウハウを蓄 積させて、そういう資格者をきちんと配置すると。そういう青少年の家にふさ わしい行事を組んでいけるようにするということで、指定管理をするときでも それは間違いなくやりますよと、ずっと言っているはずなのです。なのに今回 は1点差で落とされたということについて、選定委員の出したものをそのまま 教育庁は認める立場に立つのかどうか。1点差だけれどもどうかという議論が なされたのかどうか。なされたのでしたら、議論の中身の説明をお願いします。

○大城浩教育長 今の1点差ということについてかなり固執しているようですが、我々も本当に1点差でいいのかといった類いの意見交換をしました。今回、選定委員の方々が4名いらっしゃいます。総合得点が1点差でしたけれども、選定委員の方々4名中3名が今回選ばれた団体を推しているため評価もかなり高いだろうということがありまして、その選定委員会の評価を尊重した経緯がございます。過去の実績について、4名の方々は、落選した団体についてかな

り高い評価をしておりました。ですからそういった意味で、選定基準が5つありますけれども、総合得点が1点差であったとしても総合得点が高いところが 選ばれたという認識です。

○西銘純恵委員 最後に、私は2番目のところを推す立場ではないのですが、 3カ年やってきて、今回は今みたいに落とされたと。だけれどももう一カ所に ついては競争相手がいなくて、点数も2点上がって評価を受けたと。競争相手 がいなくてそういう状況があったということも考えたら、この選定そのものが どうなのかなという疑問もやはり出てくるし、何よりも3カ年やって、皆さん が指定管理をしたけれども、公営でやったときと比べてどのようによかったの か、悪かったのかという評価を独自にしなかったと、先ほど皆さんは言われた のです。指定管理をして、この施設がどうだったということを独自にやらない で、投げたら投げたまま次も指定管理ということ自体が私は問題だと思ってい るのです。独自評価というのは、例えば行事の内容とか、利用料がどうなのか、 稼働はどうなのか、利用者はどのような活用状況なのかとか、独自にそういう ことをやっていますか。

○大城浩教育長 指定された団体では、自主事業というものと、主催事業があるのです。自主事業といいますのは、指定管理者を受けたところが自主的に企画をする事業でございまして、主催事業といいますのは県の要望等を受けながら企画をしていく事業でございます。そういった主催事業、自主事業につきましては、毎月1回、団体と県で意見交換をしながらやっている状況です。したがいまして、その意見交換をしていく中で、我々は団体に対してこれまでもさまざまな評価をしてきたつもりでございます。ですから、今、委員の御指摘のように、我々は指定管理を受けた団体を全く評価していないといったことではないという認識を持っております。

○西銘純恵委員 少なくとも今回は、指定管理者が変わるということも含めてどうなのかということを、私たちは判断材料にするわけです。評価についてペーパーで事前に出すべきです。やりましたと言っても全く見えないわけですから。そういう意味では、施設を持っていて、それを沖縄県内の子供たち、青少年のために使うということが施設の目的ですから。それに準ずるようなことをきちんとやっているかどうかということは、最後まで教育庁が責任を持って、毎月やっているということを言われていますから、どうなのかと。何よりも指定管理をするときに、人件費を大幅削減することが大きな目的の一つになって

いたものですから、やはり人を大事にしないで教育が成り立つものではないという立場を私は持っております。質疑はこれで終えますけれども、公営に切りかえる時期ではないかということを指摘して終わります。

- 〇呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。 比嘉京子委員。
- O比嘉京子委員 引き続き質疑したいのですが、選定基準の配点がそれぞれ1 番から5番で違いますよね。配点が高い、低いという違いの根拠はどこにある のですか。
- 〇蔵根美智子生涯学習振興課長 選定基準に関しては、第1回運用委員会で選定委員4名で十分検討しての配点となっております。運用委員会の専門家の方々の判断ということになります。
- **〇比嘉京子委員** それはわかりますけれども、選考委員が決めたからではなくて、こういう理由で選考委員が決めましたという、その理由を聞きたいのです。 どういう話し合いの上でそういう配点基準になったのかということ―その理由 について、皆さんはどう報告を受けていますか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 今回選定が4回目になるわけです。当初、スポーツ関係の類似施設を参考にして、それを随時検討して、4回目を迎えている内容になります。
- O比嘉京子委員 答えになっていないのでは─つまり配点を同じにしないということは、例えば一般的に考えるならば、配点の大きいところに重要な意味があると思ったから配点が重くなったのか、どうなのですかということをお聞きしたいのです。類似のところに見習ってやったのだというと、説得できないというか、理解できないです。
- **○大城浩教育長** 委員の御指摘のように、配点基準はそういった重さといいますか、比重の多いところに配点がいっているわけです。そういったことと理解していただきたいです。
- 〇比嘉京子委員 私が注目しているのは、配点の最も高い選定基準4です。選

定基準4は2位のところが高いのです。そうすると、一番重要な配点が重いと ころ、しかも総合得点が1点差ということを考えると、どうなのですかという ことを聞かざるを得ないわけです。そこはどうなのですか。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 学校法人KBC学園は基準4で高く評価されています。今回私たちは公正、公平な立場で、それぞれの総合的な点数を踏まえて。そして1位推薦が4名中3名、それからこの視点も3つが一般財団法人沖縄美ら島財団で、あくまでも4名のそれぞれのプロパーがプレゼンとか、これまでの実績、その項目にはそれぞれの点数の重みもありますが、特に3番目にこれまでの実績点というものがついているわけです。それが、2番目のほうが高い。ですが、2番目に関しては、今度は新プログラムに対する期待というものもあるのです。あともう一つは、5番で、一般財団法人沖縄美ら島財団はアピール力なのです。それぞれの総合的な評価一今比嘉委員がおっしゃったことは、確実に、今までやってきた団体が評価されているという点を、逆に言えば私としては挙げたいです。総合的に判断しての1位−1点差ということではありますけれども、3つとも一般財団法人沖縄美ら島財団のほうが、それから1位推薦が3名ということが、県としては大きいと思っております。

〇比嘉京子委員 少しわからないのですけれども、1から4までの提示額をまず教えてください。それと業者名もよかったら教えてください。A、B、Cの中でどこが経験があるのか、これまで3年間やってきたところなのかも私はわかりませんので。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 残りの公表に関しましては、指定管理者制度 運用方針で、様式を定めた運用方針がありまして、2位以下については企業名 を公表しないということにされています。2位以下を公表しないのは、応募し た企業のイメージを損ねかねないという理由があります。

金額は、それぞれ上限額ですので、3652万9000円でござます。 3 団体とも全て上限額を提示してまいりました。

- **〇比嘉京子委員** どこが上限額より低かったのですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 1位の一般財団法人沖縄美ら島財団です。
- ○比嘉京子委員 もう一度、一般財団法人沖縄美ら島財団の提示額をお願いし

ます。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 一般財団法人沖縄美ら島財団は、1年目は、3652万9000円で一緒です。それから徐々に下げていっています。それでトータルが出てきます。
- **〇比嘉京子委員** 比較ができませんので、4社の5カ年間の提示額をお願いします。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 5カ年間の提示額ですが、まず一般財団法人沖縄美ら島財団が1億7721万9000円です。あとの2位以下は1億8264万5000円でございます。
- 〇比嘉京子委員 ざっと5年間で500万円ぐらいの差額があるのでしょうか。 わかりました。人件費もさることながら、例えば施設の修改善や老朽化という ものは、年次が先に行けば行くほどさまざま出てくると思うのです。そういう ことを加味して、そこら辺の契約上はどうなっているのですか。施設整備につ いてはどうなっているのですか。普通はかかっていくだろうと考えるのです。 それは全く別個で考えるという契約になっているのですか。
- **○大城浩教育長** 委員の御指摘の修繕費の負担の件につきましては、指定管理料の積算に入っております。原則として、1件につき50万円以上のものにつきましては県が行っております。50万円未満につきましては指定管理者が行うということで、協定書で結ばれております。
- 〇比嘉京子委員 先ほどからの質疑も踏まえてですけれども、3年前に指定管理をするときの議論を踏まえて、どういう経営、または利用者に対してどういう運営がされてきたのか。それから専門性の構築がされてきたのか、発展してきたのか、しなかったのか。できた点はどこで、できなかった点は何なのかということの判断基準が、今私たちの手元に十分にないと思うのです。ですからそういう資料を出していただくということがまず1つ。それから今言うような50万円一全ての修繕が50万円以下になるように細切れにされた場合はどうなるのかということも含めて、あらゆることが我々にはまだまだ見えません。ですから見えるだけの資料を、修繕に関しても、いただきたいと思います。

- ○大城浩教育長 今、50万円未満については県が行うという言い方をしました。 ただし、例えば耐用年数が経過した設備とか、また更新時期が来ている場合も ございます。そういうときには、我々と指定管理者が協議しながら最善の策を 考えるといったこともあります。50万円未満だから全く県は関係ありませんと いうわけではございません。
- 〇呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。 狩俣信子委員。
- **○狩侯信子委員** その修繕費から伺いたいのですが、実際、3カ年間、学校法 人KBC学園がやっていたときに50万円以上の修繕がどのぐらいあって、それ 未満の修繕はどのぐらいあったのですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 まず50万円未満に関しては35件ございます。 50万円以上はゼロですけれども、50万円には満たない火災報知器とかそういう ものに関するものが2件、修繕費として出しています。必ずしも50万円以上で はなくて、不可抗力とか、そういうものに関しては協議によって出しています。
- **○狩俣信子委員** 50万円未満は35件と結構多くて、50万円以上は県はゼロ、火 災報知器など2件だと言っていましたが、その35件でどのぐらい費用が出たの ですか。県はどのぐらい負担したのですか。そのあたりをお聞かせください。
- **○蔵根美智子生涯学習振興課長** 今の表現がまずいようですので、もう一度お答えします。学校法人KBC学園は年間35件、50万円以上は出していません。合計金額は<math>111万3072円です。50万円に満たないものでも県が出しているものは、トータルで、平成<math>22年度では先ほどの2件で71万4500円です。それから平成23年度は23件で、174万7873円です。
- 〇島田勉教育管理統括監 指定管理者が執行した分をまずお答えいたします。 平成22年度の件数が17件でございまして、金額が税込みで、先ほど課長が答弁 しました111万3072円。これが平成22年度の指定管理者執行分でございます。 平成23年度の指定管理者執行分は、件数が23件、金額が税込みで174万7873円 でございます。それから、県執行分でございますが、金額は1件当たり50万円 未満になっておりますが、平成22年度が2件で、金額が71万4500円。平成23年 度は2件で、65万8350円でございます。

- ○狩俣信子委員 学校法人KBC学園が出した費用は、今、答弁をいただいただけでも300万円近いお金を出しているわけですよね。大変な額だなと私は思うのです。どういう工事で、それに対して幾らかというのは、後で資料として下さい。それが1つ。そして、こんなにたくさん修繕していながら1点差でだめだったというわけですね。それは一つ取っておいて、私が今見ていますのは平成21年の指定管理者募集要項ですが、そこには平成22年4月1日から名護青少年の家及び糸満青少年の家の2施設の管理運営を一括してやると書いてありますが、今回はなぜ別々にしたのですか。ここにきちんと書いてあるように、一括してやるというのが最初のやり方だったのではないですか。突然変わったのはなぜですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 一括してやったのは、名護青少年の家と糸満青少年の家は、業務内容が同じで効率的な管理が一緒だったと。今回別々にしたのは、2年間の経験を踏まえて一結局、施設管理運営がある程度軌道に乗ったということ。そしてノウハウも確立されているということ。なるべく多くの企業、団体が指定管理に応募できるようなチャンスを与えたということになります。
- **〇狩侯信子委員** 軌道に乗せ、ノウハウも獲得したら、次は別のところにかわっていく。そういうことですか。効率的にという答弁はどうなのかという思いです。ノウハウを積んだら、次は別のところにかわっていく。そういうことですね。
- **○蔵根美智子生涯学習振興課長** そのノウハウを評価しながらも、指定管理者制度というものが民間事業のアイデア、ノウハウを活用した新たなプログラムが提供できるということが大きいのです。プログラムが提供できるということから、またさらに広げていく一広げていくというのは募集をして、そのノウハウを通っていくということにあります。
- **〇島田勉教育管理統括監** 当初、最初の指定管理を導入するときに、こういった社会教育施設として専門性が高いということ。それから人材育成とか、教育に関する施設ということで、果たして民間を利用した制度が一法律上はできるのですが、導入するに当たって経験がないということがあったので、まず他の指定管理の施設と同じように3年と期間を定めました。3年間やって、確かに

学校法人KBC学園はきれいに運営をしてきて、評価し、民間でもできるということで、5年でもできるだろうと。それから先ほど課長が答弁しましたように、たくさん民間の導入を促すということで、今回切り離したということです。

- ○狩俣信子委員 余り納得はしていないのですが、皆さんの言うことでやると、 5年後にはまた新たなところに委託をするということにつながっていきますよね。
- **○島田勉教育管理統括監** 地方自治法上、指定管理というものは期間を定めて指定をするということになっておりますので、当然3年か5年かということで期間を定めるわけでございます。5年については、県の運営方針で5年以内で定めるということで今回5年にしたわけです。指定管理を続けていくのであれば、当然期間を定めますので、期間が来るとまた新たな選定をしないといけませんので、それはかわる場合もあり得るということです。
- ○狩俣信子委員 選定するときの皆さんの姿勢です。先ほどおっしゃったのが、経験を踏まえ、軌道に乗せ、ノウハウがわかった。そのようなやり方でいくと、新しいところにやらないといけない。しかもたくさんの民間にさせるというのであれば、次から次へと3年、5年やった後は新しいところが受ける。こういう視点からすると、そういうことになりますよねと言っているわけです。3年、5年という期限はもちろんあるけれども、皆さんの選定するときの基本的な姿勢として、そのようになるわけですよね。
- ○島田勉教育管理統括監 法律がそうなっているということです。
- ○狩俣信子委員 法律ではないです。選ぶ視点です。
- 〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、誤解を生じないよう明確に答弁するよう指示があった。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 この指定管理者制度、もう少し皆さんもしっかりやってもらわないと。非常にあやふやな対応をしている感じがするものですから。私は指定管理者制度そのものが、先ほど言った、働いている皆さんに負担もいっているだろうし、いろいろな面で大変だということはわかるのですが、もう少し教育庁としての視点をしっかり持って募集もかけないと。今はこうです、今はこうですではだめですよと言っていますので、しっかりこれは考えてください。時間もないので、これ以上は追求しません。

先ほどの一般財団法人沖縄美ら島財団の話の中で、これまで9人の定員のうち、6人だけの人件費の答弁がありました。あとの3名の人件費はどうなのですか。人件費が2410万円、これは6人分ですという課長の答弁があったものですから。職員の数は9人とおっしゃったのです。あとの3名はどこから出るのですか。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 9名の人件費に関しては、県としては人件費 として契約をしていて、財団の運用に任されます。
- 〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、委員の質疑に対する答弁になっていないので、 整理して答弁するよう指示があった。)

- 〇呉屋宏委員長 再開いたします。新垣忠生涯学習振興課管理班長。
- **〇新垣忠生涯学習振興課管理班長** 予算の積算上では6名ということで計上しております。職員の実際の配置については、財団が8名を配置するということで、経費については財団の指定管理料の中に含まれております。
- **○狩俣信子委員** 財団が8名、人件費としての予算は6名分ですか。そうなると、そのときの人件費に係るお金は、1人当たりは減るということですか。
- **〇新垣忠生涯学習振興課管理班長** 予算上は6名です。財団が実際に配置する 人数はふえますので、単価としては減ります。
- ○狩俣信子委員 今は8名、先ほどは9名で、わけがわからないのですが。

- **〇新垣忠生涯学習振興課管理班長** 9名というのは、現在、学校法人KBC学園がやっている人数が9名ということで、平成25年度以降は8名になる予定です。
- ○狩俣信子委員 学校法人KBC学園は9名だったのが、6名の人件費しかやっていなかった。結局皆さんの審査資料に出された費用というものはでたらめということですね。そのとおりになっていないということです。こういうやり方では、指定管理者制度に持っていっても、そこで働く人の給料が安くなって被害を受けるということではないですか。
- **○蔵根美智子生涯学習振興課長** 積算上はこのように出していますけれども、 運用上は財団の意向によっていろいろと工夫されていると思います。
- ○狩俣信子委員 運用上と言ったって、最初出された資料で給料が幾ら、人件費が幾らというものがあるわけでしょう。指定管理者の運用によって安くしたり高くしたり、そういうやり方をしたらそこで働く人はどうなりますか。このように運用上とか何とかと言われたら、実際の審査資料としてどのようになっているかということと対比しなくてはいけないですよね。
- ○島田勉教育管理統括監 9名、8名の話は先ほど班長が答えたとおりでございます。指定管理については、当然県が指定管理料の上限を設定するために、人件費なり修繕費なりいろいろと積算していくわけですが、人件費につきましては県の直営時に6名で対応していたということで、6名で積算しています。そして、ほかの経費等もトータルで指定管理料の上限額として提示するわけです。その範囲で指定管理者は人の配置もしていくわけです。その結果、今年度までの学校法人KBC学園は9名を配置していたと。次年度以降の新しい指定管理者は8名を配置する予定ということでございます。
- ○狩俣信子委員 配置が多ければまだいいと思うのですが、減らされて、なおかつ一般財団法人沖縄美ら島財団が引き受けたわけですね。そこで働く人々に対する負担も違ってくると思います。それとあと1つですが、そこで働く人は正職員数が今8名ということですよね。
- ○新垣忠生涯学習振興課管理班長 正規の職員は8名ということですが、現在

の学校法人KBC学園と比較すると1名減る形になります。忙しい時期については臨時で任用することも予定していますので、単純に1名減るという状況ではないと考えております。

- ○狩俣信子委員 8名で青年の家を運営するということは非常に厳しいものがあると思うのです。結局、非常勤職員をそこで雇っていくということになるのですね。
- **〇新垣忠生涯学習振興課管理班長** 忙しい時期には、非常勤ですが採用するということです。
- ○狩俣信子委員 そこで私は一つ要望します。一般財団法人沖縄美ら島財団に ぜひ言ってほしいのは、ているるの例で非常にごたごたしたのです。これは5 カ年ですから、そこで働く皆さんは、5カ年間の雇用を保障されるのでしょう か。
- **○島田勉教育管理統括監** 先ほど答弁しましたけれども、何名雇用するかは指定管理を受けたところの運営になります。当然その中で非正規の職員とかもいるかもしれません。そこまでは我々としては関知できないです。ただ、先ほども教育長から答弁しましたように、労働基準法を遵守するようにということは示しております。そういう意味では、要望等はできると思いますが、制限をかけることはできないと思います。
- ○狩俣信子委員 それは要望として、労働基準法は守るし、最低賃金はもちろん守るということでいくと思います。皆さんが先ほどおっしゃった審査の資料は後でいただけますね。今回の一般財団法人沖縄美ら島財団の審査資料がどのように出たのか、それをいただきたいと思います。

(休憩中に、狩俣委員から、資料の提供について依頼があった。)

- 〇呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。 新田官明委員。
- **〇新田宜明委員** 審査の客観的なベースになる資料が欲しいのです。そこで、 指定管理を選定された団体と、応募をした団体の名前は消してもいいですが、

おのおのの5年間の運営計画と収支予算計画書を出してください。それを見れば人件費の問題とか、個別の問題を議論する必要はありません。全体を見れば全部わかりますから。どのように比較したか、資料はあるでしょう。

- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 ただいまの件は、確認をして提出したいと思います。客観的に評価するための審査—運用委員が4名いらっしゃいます。その人たちが中心になって判断が出ていますので、後でその個票は検討して提出したいと思います。
- **○新田宜明委員** 私は個々の運用委員がどういう評価をしたかということを質疑しているのではないのです。各団体が応募するときに、事業を実施するためにどういう予算を今後5年間措置するという計画書をみんな出すわけです。これを出しなさいと言っているのです。当たり前の話でしょう。これがあるから皆さんは審査できるのでしょう。何もこれは隠すものではないのですよ。
- **○蔵根美智子生涯学習振興課長** 指定管理に関することなので、総務部とも調整をする必要が出てくるかと思います。まずは引き取らせていただきたいと思います。
- **〇新田宜明委員** 我々は何のために皆さんの指定管理の事業について審査しているのですか。これは全然無の考え方ですよ。教育長、どうですか。
- ○大城浩教育長 今、新田委員がおっしゃったようなさまざまな資料は運用委員会で出されています。先ほど申し上げました選定基準は5つありました。その中でさまざまな資料を総合的に見ながら運用委員会で選考したわけです。ですから、今委員が求めているようなさまざまな資料をこの場に提供するかどうかは、運用委員の御意向を聞かないことにはなかなか厳しいものがあると思うのです。したがって、私どもは運用委員会で選考された選定の結果を総合的にこうですよということで、きょうは皆さま方に資料としてお上げしたわけです。細々とした資料については、先ほど言いましたように、運用委員会の御判断を仰ぐ必要があるかと思います。
- ○新田宜明委員 私は運用委員の判断にかかわるような資料を請求しておりません。要するに応募した団体、企業が、自分たちはこのような運営企画をしていると。それに伴う予算は、今後5年間で、毎年度このような予算が必要だと

いうような、応募するときの条件だと思うのです。この資料を出してください ということであって、個別運用委員の皆さんが、このことについてどう評価し たかというバックの資料なりを要求しているわけではないのです。これはどこ の市町村でもやっています。応募するときの条件として当たり前なのです。秘 密事項でも何でもないです。これぐらいの認識で皆さん、指定管理をしていた ら大変です。

〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、教育長から、応募している団体の了承を得たら資料を提供したい旨の申し出があった。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

新田官明委員。

- **〇新田宜明委員** そういう考え方では、とにかく認識の違いも甚だしいです。 過去3年間に指定管理を受けたところの実績も出してください。資料として要求します。先ほどの答弁も全然納得しません。私は個々の選定の結果、評価の中身について突っ込もうという話はしていませんから。
- 〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、資料の提供について依頼があった。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

新田官明委員。

- ○新田宜明委員 改めまして、今後5年間の運営計画と収支予算の計画書ですね。そして追加いたします。過去2年間の実績です。指定管理を受けたところの実績書を出してください。
- **○大城浩教育長** これにつきましては、出していく方向で対応していきたいと思います。
- ○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 先ほどの修繕で、2年分のものがあって、平成24年度の途中のものも一ペーパーでもらいたいということだったので、現時点でかかった分の提出もお願いできますか。平成24年度はまだ閉まっていないので、とりあえず11月までとか、今までかかった分もあわせて提出をお願いします。

先ほどの答弁の中で、教育長が指定管理に際して、最低賃金はしっかり守っていただきたいということをきちんと言っているということと、もう一つ、継続雇用という観点についてはどう考えますか。

○大城浩教育長 確かに、過去の実績をどう評価するかという視点からは、大変大事な視点だと思います。ただし、また別の視点からしますと、いろいろな方々にチャンスを与えていくといった視点もあるでしょう。そういった視点と、今の継続雇用の視点を今後は検討していく必要もあると考えております。

○赤嶺昇委員 この辺がよくわからないです。教育庁として、あと県がグッジョブ運動とかいろいろな形で雇用促進をやっていますよね。これが指定管理のまさに課題になっていると思うのです。 3年とか5年ごとに一多分、指定管理者制度のそこが課題ではないのかなと私は見るのですが、多くの人に雇用の場を与えるという視点もあるでしょう。継続的にこの職種としてやっていくという視点のどちらもあると思いますが、この指定管理者制度の課題というのは、実はそこにあるのではないかと思います。教育長としてどう考えますかと言っているのです。

○大城浩教育長 我々は地方自治法に基づいて、直営すべき特別な理由が存在しないという場合に、そういった制度が導入されたことを先ほど申し上げました。そういう中で、民間の活力を活用しましょうと。同時に住民サービスの向上という視点から導入したわけですから一導入してまだ県全体でも間もないわけです。そういう中でさまざまな課題もあるでしょうけれども、住民サービスの向上といった視点で取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 教育長として基本的なことを聞きたいのですけれども、県立高等学校とか大学、子供たちが就職していきます。その若い人たちが仮にそういうところに就職したときに、多くの人が3年とか5年でかわっていくということは、人材育成、活用という点からすると、指定管理に限らず、人材育成をする。

る一番大事な部署として、子供たちが継続して仕事をできないということに教 育長は矛盾を感じませんか。

○大城浩教育長 大変難しい質問ですね。当然雇用は継続したほうがいいということは、感情的には誰もが感じていることだろうと思います。ただ、今の日本の雇用形態といいますか、社会全体の状況を鑑みた場合に果たして一最近の若者の3年以内の離職率を考えた場合、よく高卒の3年以内の離職率は5割、中卒の3年以内の離職率は7割とか、こういう類いの七五三という言い方をしながら、日本全体が雇用形態についてさまざまな疑問を出しております。ですから、当然、今の日本の終身雇用制度が崩壊しているわけです。そういう中では、今の委員の御質疑に対しては、こういう形がいいですよということはなかなか言いづらいと思います。

○赤嶺昇委員 これは恐らく指定管理制度そのものの課題の一つではないかと思っております。皆さんも子供や孫がいたりして、身内であれば、3年とか5年で一安定した仕事につけたほうがいいに決まっているのです。誰もがそう思います。ところが、今日本はそうなのだと言い切られると、若い人たちに3年とか5年一皆さんがこれを運営している中で、やはりこれは矛盾ではないのかなということで、問題提起として受けとめていただきたいです。

それで、先ほど狩俣委員からあったように、当初平成21年8月6日の募集要項で、名護青少年の家と糸満青少年の家を一括して指定管理にするときに、前回の委員会でもかなりいろいろな議論があったのです。なぜ2カ所なのかと。先ほどの答弁で、教育施設として、これを民間へ指定管理するということについて、教育委員会内部でも不安とかいろいろなことがあったということを言っておりました。結果的に学校法人KBC学園が受けて、3年間でそれは問題ないと皆さんは捉えているのですか。

- **〇島田勉教育管理統括監** 指定管理制度を今回も提案しているのですが、可能 だということで評価をしております。
- ○赤嶺昇委員 KBC学園はどういう企業ですか。
- ○蔵根美智子生涯学習振興課長 KBC学園は学校法人でございます。
- ○赤嶺昇委員 そうすると、学校法人─恐らく専門学校であったり、いろいろ

なことをやっていると思うのですが、民間ですよね。それを県の教育施設として一この指定管理については全会一致ではなかったのです。指定管理者が決まるときにもいろいろな意見があったのです。今回民間のノウハウということで一教育施設という視点で皆さんは捉えて非常に懸念をして、KBC学園がやって、なおかつ円滑な運営で名護青少年の家と糸満青少年の家を一緒にやったと。先ほどの答弁でいうと、今度は分けてほかの企業にもチャンスということですが、沖縄美ら島財団はどのような企業ですか。学校法人ですか。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 沖縄美ら島財団は一般財団法人です。目的は 亜熱帯海洋文化などの啓発、自然とかそういうものの啓発活動を目的としてい る団体でございます。

○赤嶺昇委員 別に沖縄美ら島財団がいい、悪いという話ではなくて、当初KBC学園が選考されてきた、学校法人でそういう形で。今回の沖縄美ら島財団というのは首里城とか海洋博公園の管理団体ですよね。そこのプレゼン能力が高いとおっしゃっていますが、KBC学園の実績は評価し、ノウハウも認めると。2カ所の実績をそれなりに認めているという中で、今度は学校法人であればまだしも、そうではないところで、プレゼンがよければそこが選ばれるということを私は全く理解できないのです。運用委員が選ばれたと思うのですが、先ほどの部分でいうと、皆さんはどのようにこれを加味したかということがよくわからないのです。

〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から、配点基準の中に教育的配慮は含まれている のかについて確認があった。また、教育的配慮も含めて指定管理者を 選定するよう要望があった。)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第45号議案指定管理者の指定について、審査を行います。 ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。 大城浩教育長。

○大城浩教育長 230ページをお開きください。

乙第45号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立糸満青少年の家の指定管理者として、「学校法人KBC 学園」を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議 決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間 としております。

以上が概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第45号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

- **○西銘純恵委員** 応募期間といいますか、名護青少年の家と糸満青少年の家は同じだったのでしょうか。そして、糸満青少年の家には1カ所しか応募していない理由はわかりますか。
- 〇蔵根美智子生涯学習振興課長 応募期間は同じです。7月31日から10月1日の63日間ありました。名護青少年の家も糸満青少年の家も一緒です。糸満青少年の家は最初は3カ所の応募がありました。特に具体的には調査はしていないのですけれども、お話を聞いていると名護市の海とか自然のある環境が非常に魅力的という視点を挙げて、学校法人KBC学園1社のみの応募になったかと判断しております。

特に1社になった、1団体になったということは、明確には承知しておりません。

〇西銘純恵委員 打診をしたということがあったということと、去年、おとと

しは6カ所の青少年の家を、2カ所ずつ指定管理者を指定してきました。そのときにも複数入ってきているのです。後半は社会教育団体、社会福祉協議会、そういうところも入ってきたはずなのです。そういう意味ではもっとNPO的な部分も認知して入ってくるのかなと思ったのですが、逆に糸満青少年の家への応募が1カ所というのは、何か特別その地域の施設に対してとか、事業に対する評価とかいろいろ問題があるのかという思いがあるのです。少なくとも糸満青少年の家についても、実績を資料としてぜひ出していただきたいと思います。決算上の実績、修理とか、先ほど言われた全てを含めて3カ年間の実績を出していただきたいと思います。

それともう一点は、1カ所しか応募しなかったということで、1回でそれを 決めるのか。もう一度募集をかけて、もう一度新たにやり直して選考するとい うのが通常のやり方ではないかと。競争させるというのが通常のやり方ではな いかと思うのですが、それをやらなかった理由は何でしょうか。

〇呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より資料提供の確認があり、執行部も了解した。)

- 〇呉屋宏委員長 再開いたします。新垣忠生涯学習振興課管理班長。
- ○新垣忠生涯学習振興課管理班長 1 社応募でも、知事部局においてもそういったプレゼンをして、選定している事例があります。
- **○西銘純恵委員** それでは3カ年間の実績ですが、委託料の中の人件費、修繕費、維持管理費とかが出ていると思うのです。その関係の決算と平成24年度についてはまだ出ていませんので、例えば11月で締められたら、それで出してほしい。当初の指定管理の県の設定料金と指定管理を受けた金額の違いと、人件費の積算はそこも6人なのか。積算の人数と実績、何名配置をしたということを含めて資料としていただきたいと思います。
- **〇呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。 嶺井光委員。
- ○嶺井光委員 この指定管理者制度ですけれども、地方自治法でできるように

なった。これは経費の節減、やはり税金で動いているわけですから、そういう 視点があると思うのです。いわゆる財政改革という面も部署によっては考えて いると思う。そこで、教育庁としては社会教育施設、あるいはそれを有効に生 かす施設として主体的な立場になってやってほしいと思うのです。前に一般質 問でも取り上げましたけれども、今6施設あって、この財政改革の波が進んで いくと、指定管理どころか施設を減らしていこうという方向になっていきはし ないかと懸念しているのです。そういう視点で教育長、今の感触というのか、 これから先をどう捉えているのですか。

○大城浩教育長 この施設は青少年の健全育成といいますか、そういったことに資するために私は社会教育の振興という視点から、これまでもその施設の存在意義があると思います。ですから、指定管理者制度が導入されたとしても、そういった大きな目的は持ちながら、今後も対応していきたいと考えております。ですから、委員御心配の件について、今の段階では私はそういった感触は持ち得ていません。

○嶺井光委員 先ほどの議論を聞いていても、教育施設としてかつては教育庁が一教育委員会が運営してきたわけですから、これを生かすという視点では一指定管理にしたから丸投げの状態であってはいけない。どうなっているかということを把握しておいて、こういう議論にてきぱきと対応できるようにならないと。その施設を生かす主体性という面では、少し不十分ではないかと思うのです。そこら辺をしっかりやってもらいたい。今のところ施設を畳むとか、そういうことはないという感触だということですけれども。石川青少年の家がかなり古いということで、既に建てかえの方向に向かっています。この次はどこが古いのですか。

〇大城浩教育長 八重山にあります石垣青少年の家が次に古いです。築年数が たっているということです。

○嶺井光委員 石垣はいつごろの改築予定なのか。さらにそのあと、例えば5年ぐらいをめどに、見通しがもしあるのであれば聞かせてくれませんか。5年と言わずとも、今、把握している先のことがわかれば聞かせてください。

〇新垣忠生涯学習振興課管理班長 具体的にいつという形ではまだ決まっていないのですけれども、施設の老朽度とか、いろいろなことを総合的に勘案しな

がら年次的、計画的に整備をしていきたいと考えております。

- ○嶺井光委員 古い順にと言うと、どうなりますか。
- **〇新垣忠生涯学習振興課管理班長** 八重山の次はどこというのは、今のところ申し上げられないのですけれども、それぞれの施設で老朽ぐあいがありますので、それを見ながら判断していく形になるかと思います。
- ○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第45号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者等入れかえ)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情第74号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について、御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情は継続4件、新規5件、合計9件でございます。

継続審議となっております陳情4件については、前定例会において御説明申 し上げた処理方針に変更はございません。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情第174号の航空運賃団体割引制度の改善による離島児童生徒の経済的負担軽減を求める陳情が、石垣市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会では、派遣費補助について、これまで航空会社に対し「学校研修割引運賃」の設定及び引き下げを要望しているところであります。

なお、石垣市を初め市町村においては、沖縄振興特別推進交付金等を活用した事業により派遣費を補助しているところです。

県教育委員会としましては、現在、市町村の補助事業の状況を踏まえ、関係部局とも連携し、どのような支援の方法があるか研究しているところであります。今後、沖縄振興特別推進交付金等を活用した「沖縄版学校研修割引運賃」の設定について航空会社へ要望してまいります。

次に、説明資料の6ページをお開きください。

陳情第193号の「教育の日」制定に関する陳情が、沖縄県退職校長会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

「教育の日」の制定に関しましては、地域住民の教育尊重の気運を高め、教育の振興を期する日として、各県並びに各市町村において制定しているものと理解しており、実施期間や実施規模、内容等がさまざまであります。

本県の「教育の日」の制定につきましては、市町村で制定されている「教育の日」や本県で推進している「おきなわ地域教育の日」とのかかわりなど、整理すべき課題もあることから、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の 7 ページをお開きください。

陳情第194号のスクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望がスクールソーシャルワーカー研究会おきなわ会長外2名から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

- 1 平成25年度は、国の補助金を活用しながら、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の充実を図るため、予算措置に努めてまいります。
- 2 スクールソーシャルワーカー活用事業については、社会福祉士等の専門家の任用に努めているところであります。
- 3、4 スクールソーシャルワーカーは、「スクールソーシャルワーカー設置規程」で定められた非常勤職員であることから、社会保険への加入については、困難であると考えております。
- 5、6 スクールソーシャルワーカーの報酬については、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」により定められております。なお、スクールソーシャルワーカーの報酬は、その業務内容と他の職種の業務内容等を考慮し設定されていると捉えております。

次に、説明資料の9ページをお開きください。陳情第201号の「琉球・沖縄

史」を必修科目または必履修に準ずる科目として設置することを求める陳情が 沖縄自治研究会琉球・沖縄史必修化請願プロジェクト代表から提出されており ます。

その処理方針について、御説明いたします。

1、3、5 高等学校学習指導要領では、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されています。

各学校の教育課程は、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の 発達の段階及び特性等を十分考慮して編成することになっております。

県教育委員会としましては、平成25年度入学生からの学習指導要領完全実施 に向けて、平成22年度から議論をスタートし、準備しているところであります。

各学校においては、日本史の授業や学校設定科目等により、生徒の実態等に 応じて教材や内容を創意工夫し授業に取り組んでいるものと認識しており、現 在の教育課程の中で対応できるものと考えております。

また、新たな科目の必履修化は、週当たりの標準授業時数を超えることになることから、時数の確保が難しくなると考えられます。

2、4 実践事例研究や教員向けの研修、教材等の研究については、「沖縄県高等学校地理歴史科公民科教育研究会」と連携し、促進してまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも地理歴史科の授業等の中で沖縄の歴史 に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、説明資料の10ページをお開きください。

陳情第203号の八重山地区県立高等学校寄宿舎の空調設備設置に関する陳情が八重山地区高等学校PTA連合会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県立高等学校寄宿舎における空調設備については、食堂等の共用部分は公費負担、生徒個人が使用する部屋は受益者負担を原則としております。

現在、県立高等学校寄宿舎は11校あり、そのうち生徒個人部屋への空調設備 については、本島8校中6校の寄宿舎で寮費等による負担により設置されてお ります。

県教育委員会としましては、空調設備の設置等を含め県立高等学校寄宿舎の管理運営が適切に行われるよう各学校へ助言を行っていきたいと考えております。

2 改築予定の八重山高校寄宿舎は、各個人部屋への通気性を考慮した設計となっております。そのため、空調機器の設置は検討しておりませんが、完成

後、生徒の各部屋への空調設備を設置する場合は、他の寄宿舎と同様に寮費等による負担をお願いすることになります。

県教育委員会としましては、学校と調整を行い、寄宿舎の管理運営が適切に 行われるよう努めてまいります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

〇呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情等に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

- ○狩俣信子委員 陳情第201号の「琉球・沖縄史」を必修科目または必履修についてですが、いただいている資料の7ページの、平成24年度学校設定科目「沖縄の歴史」関係と書かれておりまして、30校で32課程といただきました。単位数はそれぞれ2単位とかあるのですが、実際にどういう内容なのかが問題であって、この中のたった5日間だけですとか、そういうことになってくると思うのです。私は実態として知りたいと思っているのですが、そのあたりはどうですか。学校が30校もあるわけですから、答弁が難しいようでしたら後で資料として一例えば本部高等学校は沖縄の歴史をやっていて、その中の単位数は2単位だけれども、やっているのは1週間とか、10時間とか、いろいろあると思います。それをいただけますか。
- ○仲間靖県立学校教育課長 週2時間で、35週やることになっております。
- ○狩侯信子委員 例えば首里東高等学校とか真和志高等学校、豊見城南高等学校もありますが、それぞれ2単位、琉球史、沖縄の歴史をやっていると理解してよろしいですか。
- ○仲間靖県立学校教育課長 そのとおりでございます。ただ、これは必修というよりも選択でございます。

- ○狩俣信子委員 選択とおっしゃるのなら、私は実態として子供たちがどのぐらい沖縄の歴史、琉球の歴史をやっているかということが気になるものですから。選択であるならば、どのぐらいの子供たちが選択しているのかを、きょうでなくてもいいのですが、後で資料として下さい。実態として何名の子供たちが受けているかなのです。沖縄の歴史を知らない子がふえているということですから。
- **〇仲間靖県立学校教育課長**後で資料としてお届けしたいと思います。
- **〇呉屋宏委員長** ほかに質疑はありませんか。 比嘉京子委員。
- **〇比嘉京子委員** 今の陳情第201号の追加質疑ですが、ここに出ていない高等 学校は、その授業はないという理解でよろしいでしょうか。
- **〇仲間靖県立学校教育課長** そのとおりでございます。
- O比嘉京子委員 わかりました。では陳情第203号についてお聞きします。皆さんの資料の最後のところに、県内の寄宿舎における空調の設置状況が書いてあります。陳情の内容に沿ってお聞きしたいのですが、これまでそのようにやっていないので、その学校に対してもそういう方向ではないことをしますという結論になっていますよね。今までは個々の部屋についているわけですよね。空調設備を最初から設置していないから。今からつくろうという寮に関しては、全体の空調でやるという考えはないのですか─全館の空調。そして部屋で調節をするような考え方は、設計の中にはないのですか。
- **〇石垣安重施設課長** 私どもは、今、八重山高等学校の寄宿舎建設を計画しております。その中におきましては、共用施設、食堂、舎監室等について空調を設置する計画ですけれども、居室については、空調の整備は予定しておりません。
- **〇比嘉京子委員** それはなぜですか。
- **〇石垣安重施設課長** 居室については、処理方針でも先ほど申し述べたとおり

受益者負担ということですので、県では空調の整備は行わないということです。

- O比嘉京子委員 これはランニングコストのことではなく、設備についても受益者負担だということを書いてあるわけです。食堂についてのランニングコスト等は受益者負担にはならない、公的なところで出しているということですか。その違いがわからなくて今質疑をしているのです。寄宿舎の全体の空調のランニングコストは─食堂は公的な負担になっているけれども、個々の部屋は受益者負担だという考えだから分けているという考え方なのでしょうか。
- **〇石垣安重施設課長** 先ほど私が申し述べたのはランニングコストではなくて、設置費用についてということでございます。
- **〇比嘉京子委員** 設置費用であることはわかるのですが、分けている理由がわからないです。食堂はつくけれども居室はつかない理由はどうしてですか。
- **〇石垣安重施設課長** 食堂と共用施設については、生徒の交流または全員が一緒に食事をするとか、そういった共用の部分ということで県が整備をしているということです。
- ○比嘉京子委員 今空調は、最低限度生活をするために一ここにも書いてあるように健康の維持、十分な睡眠、そして窓をあけることによる防犯上の問題がある、さまざまな問題を抱えているわけです。何年か前に文教厚生委員会で視察に行きました。そのときに、本当に悲惨な状況だったのです。余りに暑くて、裸で廊下に寝る状況もあったのです。これまではそうであったかもしれないけれども一30年とかの古い寄宿舎ですから。これからは、私は最低限の生活空間ではないかと思うのです。ランニングコストを持つ、持たないは別としても設備として、空調を新たに入る人たちが自己負担をしたとしたら、この備品はどのように扱われるのですか。これは県の備品ではない。入居者の備品になる。その人たちが3年で出るときは、この扱いはどうなるのですか。どこまで持つように最初から割り算してその人たちに負担させるのですか。取りつけの費用です。
- ○伊川秀樹財務課長 先ほどお答えしたとおり、公費負担と受益者負担の考え 方を持っております。例えば向陽高等学校や開邦高等学校に寄宿舎がございま すが、そちらのクーラーの設置は寮費ということで、金額の多寡は若干ござい

ますけれども、それぞれの毎月の寮費の中で分担といいますか分割といいますか、それで設置した経緯が本島の高等学校であります。設置した後は引き続き一大体耐用年数が五、六年ですので、その間には継続して学生たちがさらに積立金をつくって一後輩たちのために積み立てをして、それでまた更新をしていくというのがこれまでの流れです。

〇比嘉京子委員 前例に沿っていきますという処理概要ですよね。ではもっと 深く質疑しなければいけなくなるのです。というのは、居室のスペースからし ても、寄宿舎の例えば1人のプライバシーを守るためにどれだけのスペースが 必要なのかという規定もないのです。せんだって沖縄水産高等学校を見に行き ましたら一私は開邦高等学校の寮も見ています。この間向陽高等学校も見まし た。なぜあんな破格な寮があって、皆さん説明がつくのですか。全く同じスタ ンスで議論できるような話ではないです。スペースも問題、それで空調は前例 に倣いますと。まず基準自体がばらばらなのです。ですから同じ土俵で空調だ けを議論するわけにはいかないのです。例えば八重山は、本島のそれぞれの所 在地からどれだけ気温は違いますかという議論までやらないといけなくなりま すよ。これまでの問題ではなくて、これから新たにつくる寮に関しては新たな 規定をつくるぐらいの考え方が必要だと思います。しかも個々に持たせるので はなくて、建物全体でつくって各部屋で温度調節をする、そしてランニングコ ストの必要があれば持ってもらう、それはわかります。だけれども寮の今後の あり方として一建てかえをこれから次々に考えていくだろうと思うのです。そ のときに過去の事例を引きずって判断していくのかということをもう一度議論 する必要はないですか、教育長。

○伊川秀樹財務課長 寄宿舎については、おっしゃるとおり子供たちの教育環境等の改善という意味ではいろいろな意味を抱えていると思いますけれども、繰り返しになって申しわけないのですが、現段階ではこれまで保護者等の分割ないし負担金等でやってきたということが1点。もう一点は、今回は八重山高等学校の寄宿舎の建てかえが予定されておりますが、八重山高等学校の場合にはそれに対応するために、必ずしもクーラーだけではないのですが、備品等のために積み立てをしてきたという経緯等もあります。この2点を踏まえて、必ずしもこちらですぐ結論が出せるわけではないのですが、これまでの経緯等がございますので、学校の寄宿舎の管理については、学校管理の財務規則の中で学校長が定めるとなっていることもありますので、学校長、事務長、PTAを含めて、改めて今後のあり方については議論をさせていただきたいと思います。

- O比嘉京子委員 個々の離島における保護者の負担─最後の要請に対する答えが書いてないのです。日ごろから派遣費などの教育費負担が生活を圧迫している八重山地区の家庭において、保護者負担での空調設備設置などこれ以上求めることはできないと。これに対する答弁はどうなりますか。処理概要にはないのですが。
- **〇島田勉教育管理統括監** 今回の陳情の中身は、下記事項について配慮してもらいたいということです。八重山地区の県立学校寄宿舎の各部屋に、県費で空調設備をすること。それから2つ目が、八重山高校寄宿舎の竣工に間に合わせて、各部屋に空調設備を設置すること。この2つということですので、この2つにお答えしたということです。
- **〇比嘉京子委員** では改めて、この最後の部分はどのように考えられますか。
- **〇島田勉教育管理統括監** 先ほど財務課長が処理方針の2番目でお答えしたと おりでございます。
- **〇比嘉京子委員** ですから、答弁がないので聞いているのです。処理概要にそこが触れられていないので、そこをお答えいただけませんか。
- **○島田勉教育管理統括監** 2番目をもう一度ごらんいただきたいのですが、現在のところ、空調機器の設置は検討しておりませんが、完成後、生徒の各部屋への空調設備を設置する場合は負担をお願いすることになりますということです。それから今後の検討については学校関係者、PTA、教育委員会で議論していきたいと思います。
- ○比嘉京子委員 私は3高等学校に問い合わせてみました。3高等学校の校長はそろって要請に一先週見えているのではないですか。そのときにこれを提出しに来たのではないですか。そういう要請をしに、3高等学校の校長がいらしたのではないですか。今から相談するのですか。高等学校の意向であり、PTAの意向でもあるのではないですか。
- ○伊川秀樹財務課長 おっしゃるとおり、八重山の3地区の校長がこの新規の 陳情等で来ておりました。その状況とか陳情に関する内容はお伺いしました。

〇比嘉京子委員 私は稼働率にも影響していると思うのです。あいている部屋があるとか、ないとか。つまりアメニティーを最低基準にするということは、稼働率を上げることにもつながるのです。せっかくきれいなものができたけれども、快適ではないと。熱射病とか、もっと悪く言えばいろいろなことが考えられるわけです。十分な睡眠をとること、十分な食事をとることは勉学につながるではないですか。なぜこのようにこだわるのか全く理解できません。根本から考え直すべきだと思っているので、個々の部屋に空調を入れないということも含めて、全体の空調として今後は改めていくというぐらいの考え方に立つべきだと思うのです。教育長どうですか。

○大城浩教育長 先ほどから統括監や課長が答弁しておりますが、基本的には 共用部分とそうではない部分があるのです。このあたりが県費で、いわゆる投資できる、できないがあると思うのです。確かに委員もおっしゃっているよう に八重山地区につきましては入居率、あるいは生徒の部屋の空調設置が高いわけではございません。その原因について、まだ詳しく分析はしておりませんけれども、基本的には我々は児童生徒、子供たちの快適な環境整備を図ることが 大きな目的であることは間違いありません。そういう中で、完成後には関係者としっかりと議論していきますという処理方針にさせてもらっております。

- 〇比嘉京子委員 これはいつ完成予定ですか。
- ○石垣安重施設課長 平成25年度末を計画しております。
- **〇比嘉京子委員** ではこれからでも全体の空調をぜひ検討していただきたいという要望をしておきます。

もう一点、新里米吉議員の代表質問で私ははっと思いまして、これを取り寄せていただきました。市町村の一括交付金についてという質疑の中で、各分野について、例えば子育て、福祉分野の中、それから教育の分野という答弁があります。皆さん各部ともっと連携してほしいと思うのは、教育の分野で、学習支援員と一これは離島の一括交付金の市町村宛てのものですが、学習支援員等の配置や学校施設の長寿命化、老朽化対策、冷房設備の設置等による学習環境の改善。これは学校の問題になると思うのですが、教育用のパソコン導入などの授業が内諾されている。一括交付金で使っていいと、そういう答弁があります。ですから、もっとほかの部署とも連携して、そういうことに使えないかど

うかも含めて一冷房設備等の設置ときちんと明記していますから。それをどのように解釈するのか。しない方向で話をするのではなくて、よりよい環境に向かってハードルを飛び越えるぐらいの姿勢がないことが非常に残念です。これは何のぜいたくでもなく、コンクリートの部屋の中で、クーラーなしで窓を閉めきって夜を過ごせというほうが一私はもうそういう時代ではないと思います。ぜひ皆さんの考え方に対して再考をお願いして終わりたいと思います。

〇呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。 西銘純恵委員。

- ○西銘純恵委員 簡潔に 2 点ほどお尋ねします。 7 ページの陳情第194号ですが、スクールソーシャルワーカーの陳情で、学校での教育困難な児童生徒の問題行動を含めて、スクールソーシャルワーカーの活用が重要になってくると思っているのですが、平成25年度は充実を図るために予算措置に努めるとあります。平成25年度の市町村をあわせて、県の配置─現年度は12名とありますが、新年度の予定についてお伺いします。
- ○盛島明秀義務教育課長 平成25年度は15名の予定です。
- ○西銘純恵委員 平成24年度は県配置12名で、合計28名と書かれているのですが、ほかの16名は市町村になりますか。平成25年度は充実して15名―市町村の数はわかりますか、どれだけふえるか。そして15名というのが私から見たらわずかなのですが、配置はどのようになるのか。15名で全校はまず無理なのです。どのような配置にするのでしょうか。
- ○盛島明秀義務教育課長 県の派遣が15名ということで、あと市町村個々で採用しているところもございます。次年度の数はまだ把握しておりません。確認し次第、報告いたします。配置の仕方については各教育事務所単位の配置もございます。例えば宮古、八重山については教育事務所に配置して、各学校を訪問していただいております。あるいはそれ以外にも拠点校方式、学校張りつけ方式等、3形態で実施しております。
- ○西銘純恵委員 ぜひ資料をいただきたいのです。拠点校というのは何を基準に拠点校としているのかも含めて。もっと拠点校はあるのではないかと思いますので、実態に合わせた配置を─3名増だけでは絶対足りないだろうと思いま

す。そこら辺の資料もいただきたいと思います。定数法に定めた教職員ということにはなっていないということですが、学校の教育に必要な職員として、きちんと国がそれを教職員の中に含めるべきではないかと考えています。この考えについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

○大城浩教育長 たしか本会議でも同じような質問があったような気がいたします。公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律―いわゆる義務標準法という法律があります。この中でスクールソーシャルワーカーは加配措置がないという状況なのです。ですから我々は全国都道府県教育長協議会を通しながら、ぜひ加配措置できるような対応をしてもらいたいと、毎年要望している状況です。

○西銘純恵委員 ほかの加配教員はあるけれども、大事なこの分野で、ないということは。次年度にでも加配ということでできるように、ぜひこの件については、文部科学省へ要請していただきたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

〇呉屋宏委員長 再開いたします。

次回は、明 12月14日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 呉屋 宏